

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 9 月 10 日

水 曜 日

第 3812 号

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新 1
- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 2
- 救急診療所に該当しなくなった診療所 3

公 告

- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施
- 開発行為の工事完了 7
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 9
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 10

教育委員会公告

- 教育職員免許状の失効

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条

第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成26年 9 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院	魚津市六郎丸992番地	育成医療 更生医療	腎臓	平成26年 9 月 1 日

チューリップ本 町薬局	氷見市本町7 番22号	育成医療 更生医療	調剤	平成26年9月1日
----------------	----------------	--------------	----	-----------

富山県告示第396号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

平成26年9月10日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療 の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
渡邊 和英	外科	市立砺波総合病院	砺波市新富町1 番61号	平成26年9月1日
田中 耕太郎	内科	あさひ総合病院	下新川郡朝日町 泊 477番地	平成26年9月1日
小澤 由明	眼科	南砺市民病院	南砺市井波 938 番地	平成26年9月1日
浦田 隆正	内科	医療法人社団ホ スビー 浦田ク リニック	魚津市本江1丁 目26番地	平成26年9月1日
高沢 弘樹	脳神経外科	富山県厚生農業 協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町5 番10号	平成26年9月1日
小川 泰弘	整形外科	富山県厚生農業 協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町5 番10号	平成26年9月1日
岩井 信太郎	整形外科	富山県厚生農業 協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町5 番10号	平成26年9月1日

富山県告示第397号

救急診療所に該当しなくなった診療所について

次の診療所は、救急診療所に該当しなくなったので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第2項の規定により告示する。

平成26年9月10日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者
大成整形外科医院	富山市荒川五丁目2番51号	大成 永人

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成26年9月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項**(1) 借入物品等の名称及び数量**

校内LAN用パーソナルコンピュータ 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成27年1月1日から平成32年12月31日まで（72箇月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成26年9月10日から同年10月10日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成26年9月17日 午前10時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成26年10月20日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成26年10月31日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額)とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係るのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Network client personal computer, 1 set
 - (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on October 20, 2014
 - (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
-

Treasury Bureau
 Toyama Prefectural Government
 1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
 930-8501 Japan
 Telephone: 076-444-3423, 3424

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成26年 9 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
黒部市荻生字新堂6569番1外21筆及び黒部市荻生字新堂6569番1外4筆地先	同 左	道路、公園、下水道、緑地	射水市西高木1184番地	オダケホーム株式会社
射水市手崎字弘堂 382番、383番、384番、385番1、385番2、385番3、385番4、385番5、385番6、386番1、386番2、387番、388番及び389番	同 左	道路、公園、下水道	射水市三ヶ3973番地	永森建設工業株式会社
射水市緑町4番1、4番2及び4番3			高岡市姫野 508番地20	ライフアップ富山

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年 9 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) 三井アウトレットパーク北陸小矢部 小矢部市西中野字鷺場1-1
ほか

2 店舗を設置する者 三井不動産株式会社

3 店舗において小売業を行う者 未定

4 新設の日 平成27年7月1日

5 店舗面積の合計 22,700㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物周囲ほか 1,750台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北側ほか 110台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北側 375㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北側 73㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前10時及び午後8時ほか

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時～午後9時ほか

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 7箇所 敷地南側ほか

(4) 荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

8 届出の日 平成26年8月29日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成26年9月10日から平成27年1月13日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年9月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）サンコー木津店 高岡市木津810番地1 ほか17筆

2 店舗を設置する者 三幸株式会社**3 店舗において小売業を行う者 三幸株式会社****4 新設の日 平成27年3月15日****5 店舗面積の合計 2,050㎡****6 店舗の施設の配置に関する事項**

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側 75台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側ほか 55台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物東側ほか 40㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北側 13.47㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後10時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 南側ほか
- (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時～午後8時

8 届出の日 平成26年8月29日**9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課****10 縦覧期間 平成26年9月10日から平成27年1月13日まで****11 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月10日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあつた年月日
平成26年9月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ほっと
- 3 代表者の氏名
沖村 千鶴子
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市住吉 220番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者、障害児、高齢者、その他手助けを必要としているすべての人に対して、在宅支援サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

教育職員免許状の失効

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により次の教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富

山県教育委員会規則第8号) 第18条の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月10日

富山県教育委員会

1 失効した免許状

氏 名	木村 和彦			
本 籍 地	富山県			
生 年 月 日	昭和46年5月20日			
免許状の種類	教科 又は 領域	番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種 免許状	外国語 (英語)	平05中1第02083号	平成6年3月31日	大阪府
高等学校教諭1 種免許状	外国語 (英語)	平05高1第02126号	平成6年3月31日	大阪府

2 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号に該当したため

3 失効年月日 平成26年7月25日

